

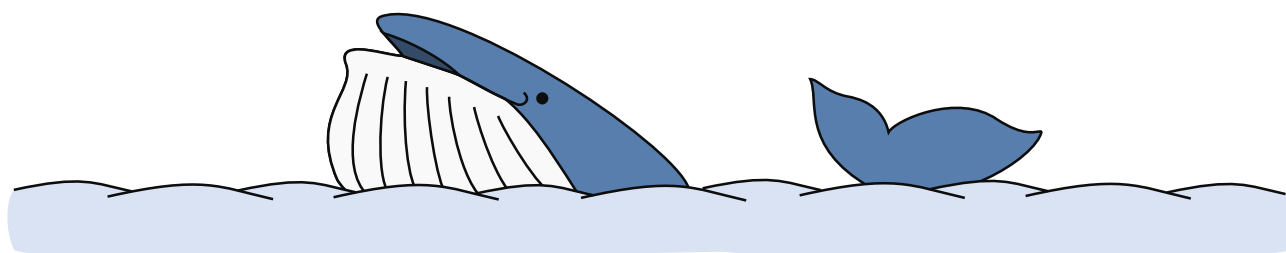
令和8年度
保育所・保育園
入園・利用のご案内



【お問い合わせ】
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
☎029-273-0111（代表）
ひたちなか市 幼児保育課

もくじ

はじめに、お申込みの前にまず見学を	P1
アレルギーや疾病・障害のある児童のお申込みをされる方へ	P1
認可保育所（園）入所資格	P2
教育・保育給付認定，保育必要量，保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）	P3
令和8年度 認可保育所（園）入所受付について	P4
申込場所，申込方法，入所の申込受付期間（令和8年5月～令和9年3月入所）	P5
認可保育所（園）入所申込みから入所までの流れ	P6
お申込みの前に必ずお読みください	P7
お申込みに必要なもの	P8
利用調整（入所審査）について	P10
ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和8年4月現在）	P11
広域入所の手続き	P14
保育料について	P15
令和8年度保育料徴収基準額表	P16
副食費免除について（3歳児クラス以上）	P17
入所後の諸手続き	P18
ひたちなか市の保育所（園）一覧	P20
保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧	P24
その他の保育サービス等のご案内	P26



はじめに

保育所（園）は、保護者の就労や病気などのために家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、「集団生活に慣れさせる」、「下の子に手がかかる」などの理由で保育所（園）に入所することはできません。

お申込みの前にまず見学を

保育所（園）は、児童が多くの時間を過ごす場所であり、児童の命を預ける大切な場所です。お申込みの前に、児童を連れて必ず見学しましょう。

見学は、事前予約が必要です。園によっては見学日が決まっている場合や行事等により対応できない日もありますので、各保育所（園）にご確認ください。

第一希望の保育所（園）だけでなく、希望するすべての施設の見学を入所申込みの前に済ませておくことをおすすめします。見学の際は、下記のポイントをチェックしましょう。

- ・保育方針は児童に合っていますか？
- ・施設の環境や保育者の対応は見ましたか？
- ・送迎の時間は間に合いますか？
- ・給食の内容や行事、入所の際に準備するものは確認しましたか？



見学は、直接園の先生に不安なことや疑問を確認することができる良い機会ですので、遠慮せずにお話しましょう。

アレルギーや疾病・障害のある児童のお申込みをされる方へ

児童にアレルギーや疾病・障害があり、特別な配慮が必要な場合は、園で安全に保育できるよう、入所前に体制を整える必要があるため、見学の際には児童を連れて直接園の先生にご相談ください。（医療的ケアが必要な場合は、見学の前に市幼児保育課にご連絡ください。）

また、医師から「疾病等があっても集団生活においての特別な配慮は必要ない」と診断されている場合でも、必ず園にご相談ください。

その他、児童の発達状況など気になる点がある場合や、すでに関係機関に相談をしている場合も、入所前に相談されることをおすすめします。

見学をしていなくても入所の申込みをすることができるため、入所が決定する場合がありますが、健康診断や面談を行った結果、安全に保育する体制が整わない場合には、その月は入所できないことがあります。翌月の審査を希望する場合は、「次回審査の連絡票」をご提出ください。

児童の状況等で、入所に関して不安や心配なことがありましたら、市幼児保育課にご相談ください。

認可保育所（園）入所資格

保育所（園）に入所できる児童は、ひたちなか市に住所があり、保護者が下記の事由及び入所資格に該当し、かつ保護者以外の家族も児童を保育できない場合に限ります。

保育が必要な事由	入 所 資 格	利 用 期 間
就 労	<p>月64時間以上就労している方に限ります。（通勤時間は含みません。）</p> <p>※産前産後期間中又は育児休業中の方は、就労を理由とする入所はできません。</p> <p>※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない(県基準最低賃金未満)労働や、家業の手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは認められません。</p>	<p>保護者が就労している期間</p> <p>（退職日の属する月の末日まで）</p>
妊 娠 ， 出 産	<p>出産の前後（産前：出産予定月を含む2か月，産後：2か月）である場合。</p> <p>※期間中は就労中であっても、就労理由等による入所はできません。</p> <p>※妊娠出産の理由による入所の方は、就労中であっても、期間終了後に退所になります。その後、就労理由等での利用には別途新規申込みが必要です。</p>	<p>出産予定月を含む2か月から産後2か月</p> <p>（最長4か月）</p>
保 護 者 の 疾 病 等	<p>保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童を保育できない場合。</p>	<p>通院・入院等の治療や支援を要する期間</p>
病 人 の 看 護 等	<p>家庭内外に長期にわたる療養が必要な方や、心身に障害のある方がいるため、保護者が常に看護等に当たっている場合。</p>	<p>被看護（介護）者が看護（介護）を要する期間</p>
災 害 復 旧	<p>火災、風水害又は地震などで被災し、その復旧作業を行っている場合。</p>	<p>復旧作業に要する期間</p>
求 職 活 動 （ 起 業 準 備 を 含 む ）	<p>求職活動や起業準備などを行っている場合。</p> <p>派遣会社に登録している方で就労先が決まっていない場合。</p> <p>※求職活動の理由による入所の方は、期間終了後に退所になります。継続した入所には最終月の10日までに就労証明書等の提出が必要です。</p>	<p>利用開始日から3か月間</p> <p>※新規入所の場合</p>
就 学	<p>就労の条件に準じます。</p> <p>※職業訓練校等における職業訓練を含みますが、通信等による自宅での資格取得等は認められません。</p>	<p>保護者が就学している期間（卒業・修了日の属する月の末日まで）</p>
そ の 他	<p>上記以外の事由により児童を保育できない場合は、市幼児保育課までご相談ください。</p>	

教育・保育給付認定

保育所（園）の利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。
認定には、次の二つの区分があります。

認定区分	対象児童
2号認定	満3歳以上の児童
3号認定	満3歳未満の児童

保育必要量

保育が必要な事由に応じて、利用できる時間が次のとおり区分されます。

区分	保育時間（利用できる上限）
保育標準時間	保育所（園）が設定する1日の利用時間帯の中で、最大11時間
保育短時間	保育所（園）が設定する1日の利用時間帯の中で、最大8時間

※認定を受けた方は、保育標準時間・保育短時間それぞれの利用できる範囲の中で、保育が必要な時間に応じて施設をご利用いただくことになります。

※求職活動や育児休業中（育児休業開始日の属する月の翌月から）は、短時間認定になります。

※利用時間は各保育所（園）の指示に従ってください。

保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）

保育所（園）でのクラスは、4月1日時点の年齢で決定されます。

令和8年度 クラス対応表 ※令和8年4月1日時点 の年齢でクラス分け	生年月日	クラス
	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日生)	5歳児クラス (年長クラス)
	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日生～2022年4月1日生)	4歳児クラス (年中クラス)
	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日生～2023年4月1日生)	3歳児クラス (年少クラス)
	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日生～2024年4月1日生)	2歳児クラス
	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日生～2025年4月1日生)	1歳児クラス
	令和7年4月2日～ (2025年4月2日生～)	0歳児クラス

令和8年度 認可保育所（園）入所受付について

令和8年4月入所

●本受付

受付期間	令和7年11月 4日（火）から令和7年11月21日（金）まで （土・日・祝日を除く）
受入見込人数公開	令和7年11月 7日（金）午後5時以降 ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和8年 1月19日（月）発送予定

●二次受付

本受付で入所保留になった方と、二次受付から新規で申し込んだ方が審査の対象になります。

受付期間	令和8年 1月19日（月）から令和8年 1月30日（金）まで （土・日を除く）
受入見込人数公開	令和8年 1月19日（月）午後5時以降 ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和8年 2月20日（金）発送予定

<注意事項>

※4月入所の申込結果のみ、事務処理の関係上、通知が届くまでに1か月以上かかります。

※二次受付は本受付終了後、保育所（園）の受入人数に空きがある場合のみ実施します。

※令和7年度内に入所待ちをしている方や令和7年度12月～3月入所希望の方は、年度末までに入所が決まらない場合があるため、各月の入所申込みとあわせて4月入所の申込みを行うことが可能です。（令和7年度入所については、令和7年度の案内をご参照ください。）

※本受付で入所保留になった場合は、「施設利用保留通知書」と「二次審査の連絡票」が届きます。本受付時と二次受付時で家庭状況や希望園に変更がある場合には「二次審査の連絡票」を記載の上、提出する必要があります。

令和8年5月～令和9年3月入所

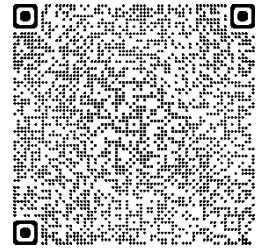
受付期間	入所希望月の前々月の11日から入所希望月の前月の10日まで （土・日・祝日を除く） ※各月の受付期間はP.5参照
受入見込人数公開	毎月5日 午後5時以降 （5日が休日の場合は次の開庁日） ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	入所希望月の前月20日頃 発送

受付期間を過ぎた場合は、追加書類なども含め受付できません。期日に余裕をもってお申込みください。

申込場所

ひたちなか市役所 第3分庁舎1階 幼児保育課
 ひたちなか市役所那珂湊支所 保険福祉担当窓口
 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

▼電子申請はこちらから
 （マイナンバーカードでの
 ログインが必要です）



申込方法

以下のいずれかの方法でお申込みください。

- 窓口申請（申込書持参）
- 電子申請

※広域入所の申込みは窓口申請となります。

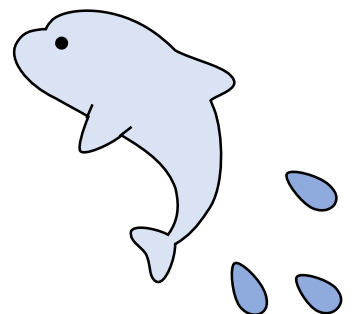
上記の申請が難しい場合は、市幼児保育課にご相談ください。

入所の申込受付期間（令和8年5月～令和9年3月入所） ※令和8年4月入所はP.4参照

令和8年	5月入所	令和8年3月11日（水）	から	令和8年4月10日（金）	まで
	6月入所	令和8年4月13日（月）	から	令和8年5月11日（月）	まで
	7月入所	令和8年5月12日（火）	から	令和8年6月10日（水）	まで
	8月入所	令和8年6月11日（木）	から	令和8年7月10日（金）	まで
	9月入所	令和8年7月13日（月）	から	令和8年8月10日（月）	まで
	10月入所	令和8年8月12日（水）	から	令和8年9月10日（木）	まで
	11月入所	令和8年9月11日（金）	から	令和8年10月13日（火）	まで
	12月入所	令和8年10月14日（水）	から	令和8年11月10日（火）	まで
令和9年	1月入所	令和8年11月11日（水）	から	令和8年12月10日（木）	まで
	2月入所	令和8年12月11日（金）	から	令和9年1月12日（火）	まで
	3月入所	令和9年1月13日（水）	から	令和9年2月10日（水）	まで

育児休業明けに伴う職場復帰日や、就労を開始する日が月の15日までにになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、職場復帰月又は就労開始月の前月から申込みができます。

入所が決まり、入所月の翌月の15日までに復帰又は就労開始が確認できない場合は、入所は取り消しになりますのでご注意ください。



認可保育所（園）入所申込みから入所までの流れ

入所申込みの事前準備
施設見学や申込書の準備

保育所（園）の受入見込人数は
毎月5日（5日が休日の場合は次の開庁日）
午後5時以降に市ホームページにて公開

入所申込書の提出

締切りは入所希望月の**前月10日**までです。（10日が休日の場合は次の開庁日まで）
（4月入所のみ別規定日、P.4参照）

教育・保育給付認定

認可保育所（園）を利用する資格があるかどうかを審査します。
審査の結果、入所の資格がないと判断された場合は、利用調整（入所審査）を行うことはできません。

利用調整（入所審査）

入所選考基準（P.10～13参照）に基づき、優先度を決めます。優先度の高い児童から順に入所先を内定していきます。

※申込みの順番や入所待ちの期間によって、審査結果が変わることはありません。

※保育所（園）の空き状況や申請書の内容等により、入所の可否を審査・判断します。

結果発送

毎月20日頃に郵送で通知します。
（4月入所のみ別規定日、P.4参照）

審査結果は個人情報になりますので、
電話ではお答えできません。

※発送日であり、通知が届く日ではありません。

入所が内定した場合

「利用承諾兼利用者負担額決定通知書」が届きます。
※園からも連絡が入ります。面談等、入所の準備をすすめてください。

入所保留になった場合

「施設利用保留通知書」と「次回審査の連絡票」が届きます。
翌月の審査を希望する場合は、「次回審査の連絡票」をご提出ください。提出がない場合、翌月の審査は行いません。

※翌月以降、年度末までに入所が決まらない場合がありますので、認可外保育施設等のご利用もあらかじめご検討ください。（P.26参照）

入所（翌月1日から）

慣らし保育が始まります。園によって期間は異なりますが、おおよそ1～3週間です。
※入所後の園での生活や預け方等に関しては、施設長の指示に従ってください。

入所を辞退する場合

入所が内定した場合に送付される「今後の手続き等のご案内」に記載された辞退可能期間内に、認定証と利用承諾兼利用者負担額決定通知書を持参のうえ、市幼児保育課へ申し出てください。期間を過ぎてから辞退を申し出た場合は、入所してなくても1か月分の保育料が徴収されます。

また、一度辞退した保育所（園）は、同一年度内の審査において再度入所を希望することはできません。

お申込みの前に必ずお読みください

【申請書類が間に合わない方】

申請書類が全てそろわない場合でも、入所申込みをすることは可能です。ただし、提出された書類のみで審査をしますので、優先度が下がる場合があります。（就労をしている事実があっても、就労証明書が締切りまでに提出されない場合は「求職活動」として審査します。）

受付期間を過ぎてから追加提出した場合、翌月の審査より適用になります。

【育児休業明けによる職場復帰の方】

育児休業明けに伴う職場復帰日が月の15日までにになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復帰月の前月から申込みができます。

《例》令和8年5月15日までに復帰の方：4月入所の申込可

令和8年5月16日以降に復帰の方：4月入所の申込不可⇒5月入所より申込可

なお、入所が内定した場合でも、育児休業中又は終了後に復職せずに退職（転職含む）した場合や、入所月の翌月の15日までに復職が確認できない場合は、内定取り消し又は退所になります。（復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。）

【育児休業の延長手続きをされる方】

就労先で育児休業の延長手続きをされる際、児童が満1歳に達する月に保育所（園）に入所できなかったことを証明する書類（利用調整（入所審査）後に送付する「施設利用保留通知書」のことです。）が必要となる場合があります。施設利用保留通知書は、その月の入所申込みをした方、かつ利用調整（入所審査）の結果入所保留になった方のみにも通知するものです。入所内定後に入所を辞退した方やその月に入所申込みをしなかった方に交付することはできません。

育児休業の復帰・延長については就労先へ、各種給付等については管轄のハローワークへ事前によくご確認ください。

※すでに兄弟が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得している場合、兄弟の在園が認められる期間は育児休業対象児童が1歳になった年の年度末までです。

※保護者が、育児休業対象児童が1歳になる年の年度末の翌々月の15日までに職場復帰しない場合は、家庭保育が可能とみなし、退所になりますので、育児休業の延長等を検討される際にはご注意ください。

【出生前の児童の申込みをされる方】

4月入所の申込みに限り、出生前の児童の申請を受け付けています。

申込可能な出生前児童は、令和8年4月1日時点で生後57日以降の児童（令和8年2月3日までに出生予定の児童）に限ります。申込書の記入方法等につきましては、市幼児保育課までお問い合わせください。

【児童にアレルギーや疾病・障害がある方】

児童のアレルギーについて入所希望の保育所（園）に要望がある場合、入所希望先を選定する際に、事前に対応が可能かを保育所（園）にご確認ください。

（入所後に生活管理指導表の提出が必要になります。改めて保育所（園）から連絡があります。）

児童に疾病や障害がある場合、専門医又は専門機関の意見書等が必要となる場合があります。（集団生活が可能であるかなどを判断させていただく場合があります。）

お申込みに必要なもの（児童一人につき一式必要です）

【全員必要なもの（市ホームページでダウンロード可）】

①	教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
②	家庭状況申立書兼調査票
③	保護者が保育できない状況を証明する書類（両親分）※下記参照
④	発育状況調査票
⑤	保育利用に関する確認票及び同意書
⑥*	児童本人・両親分のマイナンバーカード又は個人番号がわかる書類
⑦*	保護者又は代理で申請する方の本人確認書類（顔写真付き）

③の書類
兄弟姉妹で手続する場合、原本1部とコピーで対応することも可能です。ご提出の前にご自身でコピーをお願いします。

※提出された書類は返却できません

⑥の書類：個人番号がわかる書類
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し

*⑥⑦は、申込書提出の際に持参してください。

*電子申請をする方は、申請画面より必要な書類をご確認ください。

保護者の状況	提出書類	注意事項
就労	企業等にお勤めの方 ・就労証明書	・就労先が作成した就労証明書が必要です。 ・提出日時時点で作成日から3か月以内のものが有効となります。 [育児休業明けの方] 就労証明書の育児休業の取得期間を必ず記入してください。 [就労予定の方] 就労開始後、再度就労証明書の提出が必要です。
	自営業、農業、業務委託の方 ・就労証明書 ・事業内容又は店舗の運営を確認できる書類	・自営業等を営む方の就労証明書は本人が作成してください。 ・自営業協力者の方の就労証明書は自営業主の方が作成します。 ・事業内容等を確認できる書類について、詳しくは9ページをご覧ください。
	内職の方 ・就労証明書 ・発注伝票、賃金明細等	・内職の方の就労証明書は本人が作成してください。
妊娠・出産	・妊娠証明書 または母子手帳の写し	・期間は産前月・出産予定月・産後2か月の4か月間になります。 ・母子手帳の写しは、「表紙」と「出産予定日記載ページ」が必要です。 ・就労等での利用には別途新規申し込みが必要です。
保護者の疾病等	疾病等による療養が必要な方 ・診断書 心身の障害がある方 ・各種手帳等の写し	・診断書は作成日から1か月以内のものがが必要です。 ・療養を要する期間および療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。 ・各種手帳等とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証(認定済)をいいます。
病人の看護等	・介護・看護状況申告書 ・看護が必要な方の診断書 または各種手帳等の写し	・診断書は作成日から1か月以内のものがが必要です。 ・各種手帳等とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証(認定済)をいいます。
求職活動 起業準備	・求職活動等状況申告書	・ハローワークに登録している方は、受付票の写しを添付してください。 ・利用期間（3か月）経過後も継続して入所する際は最終月の10日までに保護者が保育できない状況を証明する書類の提出が必要です。
就学	・在学証明書 ・カリキュラム等	・カリキュラム等は、授業・講習時間と保護者の方が履修する科目や教科の名称が記載されているものがが必要です。（時間割のみは不可）

※保護者が保育できない状況を証明する書類の提出がない場合は、「求職活動」として審査します。

※提出した書類の内容について、就労先等へ電話や訪問などにより確認する場合があります。また、書類の記載が不十分な場合、再提出又は追加提出を求めることがあります。

【自営業、農業、業務委託の方】

事業内容又は店舗の運営を確認できる書類をご提出ください。

就労証明書の「雇用の形態」が自営業主、自営業専従者、家族従業者、業務委託の方が対象です。下表の書類をご用意ください。

提出された書類によって、利用調整（入所審査）の優先順位が変わることはありません。

雇用形態	A	B	C	D
自営業主 (個人事業主) ※農業、業務委託を含む	・確定申告書	・開業届 ・営業許可証	・請求書、納品書 ・領収書 ・仕入れ伝票	・事務所又は店舗のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺 など
自営業専従者 家族従業者 ※農業、業務委託を含む		・青色事業専従者給与に関する届出書 ・源泉徴収票 ・給与支払報告書	・給与支払い明細書 (雇用主が発行) ・給与が振り込まれた通帳のコピー	

- ・就労証明書に記載された本人氏名が確認できる書類をご提出ください。
- ・提出が望ましい順にAからDまでの区分を設定しています。区分Aの書類をご用意できない場合は区分B, C, Dの順に提出可能な書類をご確認ください。
- ・区分Cの書類のうち、自営業主の方は直近3か月以内に取引のもの、自営業専従者等は直近3か月分をご提出ください。
- ・区分Dの書類は事業内容や経営者、従業者がわかるものをご提出ください。

【離婚調停中の方やDVによる避難をしている方】

離婚調停中や裁判中の方

裁判所からの証明書等（期日通知書等）の提出により、配偶者の書類について省略することができます。（一部例外があります）

配偶者のDVによる避難に伴う申込みをご検討の方

女性相談支援センター等の証明書の提出により、配偶者の提出書類を省略できる場合があります。詳しくは市幼児保育課にご相談ください。

※第三者の証明がない離婚協議中の方や、単身赴任により配偶者と別居している方については、別居している配偶者の提出書類も必要になります。（保育料についても、配偶者の税額を加算します）

【書類を記入する際の注意事項】

利用調整（入所審査）は提出された書類の内容に基づいて行います。記載されていない項目は審査に反映することはできません。また、口頭による申出や就労証明書を所定の様式以外の書式で作成された場合も審査の対象になりません。

内容を訂正したいとき

二重線で消し余白に記入してください。消せるボールペン、修正液、修正テープは使用しないでください。

家庭状況申立書兼調査票について

申請日時点の状況を正確に記入してください。特に、祖父母の状況は事前にご本人に確認をお願いします。また、離別とは所在不明や長期間交流がないなど、保育に協力できない状況をいいます。祖父母が離婚や別居をしているだけでは該当しません。

各種提出書類に虚偽の記載が判明した際には、入所の内定は取り消しになります。

なお、入所後に明らかになった場合は、退所になります。

受付した書類は返却できませんので、ご提出の前にご自身でコピーをお願いします。

利用調整（入所審査）について

利用調整（入所審査）とは

利用調整（入所審査）とは、保育所（園）の受入可能な人数を超える申込みがあった場合、各家庭の「児童の保育の必要性・緊急性」について指数化し、それに基づいて優先度を定めることです。

入所の審査方法

優先度が高い順に、入所を内定していきます。希望順や先着順ではありません。

《例》

優先度	児童名	年齢	第1希望	第2希望	第3希望
1	A山 A子	1歳児	C保育園	D保育園	E保育園
2	B川 B男	1歳児	E保育園	C保育園	D保育園

上記の例で E 保育園のみ空きがあった場合、E 保育園を第一希望としている B 川さんではなく、優先度が高い A 山さんの入所が内定します。

このように、希望順よりも優先度の高い方から先に内定していくため、希望する保育所（園）を希望する順にご記入ください。

兄弟姉妹が在園している園を希望した場合

兄弟姉妹がすでに在園している保育所（園）に申込みをする場合、優先度は高くなりますが必ず入所できるわけではありません。他の保育所（園）もご検討いただき、より多くの希望先を記入することをおすすめします。

認可外保育施設（P26 参照）を利用して認可保育所（園）の空き待ちをしている場合

利用調整（入所審査）において、優先度が下がることはありません。

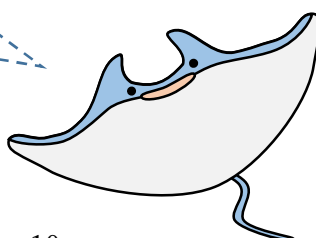
申込児童の指数について

利用調整（入所審査）前に申込児童の指数や希望園での優先度についてお答えすることはできません。

入所保留になった方に限り、利用調整（入所審査）終了後かつ結果発送後であれば、申込児童の指数等の開示申請が可能です。開示を希望する場合は、ご本人確認できる書類（入所保留通知書、運転免許証等）を持参のうえ、幼児保育課までお越しください。

なお、他の児童の指数につきましては、個人情報となるためお答えすることはできません。

11～13ページの選考基準表に基づいて利用調整（入所審査）を行っていますので、ご参照ください。



ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和8年4月現在）

表1 基準指数

番号	保護者の状況			基準指数		
	類型	細目				
1	就労	外勤・自営業中心者	月180時間以上の就労を常態		20	
			月175時間以上180時間未満の就労を常態		19	
			月170時間以上175時間未満の就労を常態		18	
			月165時間以上170時間未満の就労を常態		17	
			月160時間以上165時間未満の就労を常態		16	
			月150時間以上160時間未満の就労を常態		15	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態		14	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		13	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		12	
			月64時間以上100時間未満の就労を常態		11	
		自営業協力者(※1)	月180時間以上の就労を常態		17	
			月175時間以上180時間未満の就労を常態		16	
			月170時間以上175時間未満の就労を常態		15	
			月165時間以上170時間未満の就労を常態		14	
			月160時間以上165時間未満の就労を常態		13	
			月150時間以上160時間未満の就労を常態		12	
			月140時間以上150時間未満の就労を常態		11	
内職	月120時間以上の就労を常態		10			
	月64時間以上120時間未満の就労を常態		6			
2	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁、別居		20		
3	出産	予定日含む産前2か月、産後2か月		7		
4	疾病障害	疾病	自宅内療養	精神性	おおむね1か月以上の入院	25
					精神障害者保健福祉手帳1～2級程度	20
				精神障害者保健福祉手帳3級程度	16	
				上記以外の程度	13	
				一般療養	身動きがとれず安静を要する状態	19
		通院加療のために保育に当たれない場合	16			
		障害	身体障害者手帳の交付、または診断を受けている	身体障害者手帳の等級が1級または2級		20
				身体障害者手帳の等級が3級		17
				身体障害者手帳の等級が4級以下		15
			療育手帳の交付を受けている場合	知的障害の程度	マルAまたはAである場合	20
Bである場合	17					
Cである場合	15					
5	看護介護付添	施設内	兄弟姉妹が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		25	
			保護者が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		25	
			保護者以外の親族(※2)が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		13	
		自宅内	同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要介護4程度以上)		19	
			同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要介護1～3程度以上)		15	
			同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要支援)		10	
			同居する心身障害者の介護に常時あたっているもの(心身障害児施設への通園児の付添いを含む)		18	
上記以外で必要とする場合		8				
自宅外	上記以外で必要とする場合		7			
6	災害	災害・風水害等により家屋が失われ復旧にあたる場合		20		
7	求職活動起業準備	現在無職であり、児童を保育所(園)に入所させ求職活動・起業準備を行うもの(※3)		3		
8	就学技能取得	既に就学・技能習得のため、外出を常態	月160時間以上の就学を常態		17	
			月140時間以上160時間未満の就学を常態		16	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態		14	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態		13	
			月80時間以上100時間未満の就学を常態		11	
			月64時間以上80時間未満の就学を常態		9	
9	DV・虐待	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に該当する場合		30		
その他	未提出	保護者が保育できない状況を証明する書類の未提出		3		

表 2 補正指数

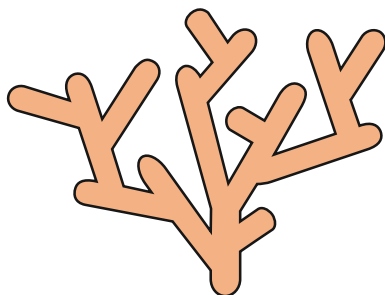
区分	調整の対象となる特別な事情	補正指数
1	生活保護による生活扶助を受けているとき	7
2	兄弟姉妹が入所中施設への入所を第一希望とするとき、または兄弟姉妹が入所中施設への入所を希望しているが、やむを得ず在園している認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	15
3	新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき	3
4	新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき（多胎児）	4
5	就学前児の兄弟姉妹を申込みしない(障害児・幼稚園児等を除く)	-5
6	既に兄弟姉妹が別々の認可保育所（園）に入所しており、どちらか片方の在園している認可保育所（園）に転園を希望するとき	10
7	既に市内の認可保育所（園）に入所中で、保育方針が合わないなどの私的な理由で他の保育所（園）に転園を希望するとき	-10
8	在園中の市内認可保育施設の統廃合等に伴い、後継施設以外に転園を希望するとき（※4）	20
9	在園中の市内認可外保育施設の統廃合等に伴い、その後継施設とみなされる認可保育所（園）に入所を希望するとき、またはやむを得ず後継施設とみなされる認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	12
10	既に市内の特定地域型保育を利用中で、その課程終了後、連携園への転園を希望するとき	15
11	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき（就労証明書に基づく）	2
12	保護者が保育できない状況で、認可外保育施設（届出済）・一時預かり・緊急保育を利用しているとき（※5）	5
13	本市在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設に入所中のとき	8
14	障害や疾病等があるもしくはその可能性がある児童について、集団生活が必要であると客観的に認められるとき	5
15	保護者が障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等）を取得していて、就労（見込）または求職活動中のとき	1
16	産休・育児休業明けに伴う職場復帰（就労証明書兼育児休業証明書に基づく）（※6）	5
17	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合	20
18	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合	20
19	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	5
20	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	5
21	母子・父子世帯	8
22	父母ともに失踪・死亡しているとき	20
23	母子・父子世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁）	6
24	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
25	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
26	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
27	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
28	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
29	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
30	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3
31	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3
32	祖父（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※7）	1
33	祖父（父方）が死別・失踪しているとき	2
34	祖母（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※7）	1
35	祖母（父方）が死別・失踪しているとき	2

36	祖父（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※7）	1
37	祖父（母方）が死別・失踪しているとき	2
38	祖母（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※7）	1
39	祖母（母方）が死別・失踪しているとき	2
40	保育所（園）入所申込みの際に、過去に虚偽の申請をしていた場合	-10
41	多子世帯（18歳未満で未就労が2人）（※8）	1
42	多子世帯（18歳未満で未就労が3人）（※8）	2
43	多子世帯（18歳未満で未就労が4人）（※8）	3
44	多子世帯（18歳未満で未就労が5人以上）（※8）	4

- ※1 父母が同じ自営業の場合は、一人を「自営業協力者」とします。祖父母のいずれかが自営業中心者で父母が同じ自営業である場合は、父母ともに「自営業協力者」とします。ただし、父母ともに「業務独占資格（その業務に係る専門的資格）」を有する場合は、父母ともに「自営業中心者」とみなします。
- ※2 親族とは、配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいいます。
- ※3 自営業の場合、会社やお店の運営を確認できる書類の提出がない場合は、「求職活動」とみなします。
- ※4 那珂湊第二保育所からの転園については、令和8年4月利用調整（入所審査）のみ加点の対象とします。
- ※5 父母のどちらか一方が求職活動の場合、加点は行いません。緊急保育は、利用の最終日の属する月が入所を希望する月の前月又は、前々月の場合のみ対象とします。
- ※6 育児休業から復帰後の利用調整（入所審査）では加点を行いません。また、区分12と重複して加点は行いません。
- ※7 介護施設等とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、ケアハウス、障害者施設をいいます。
- ※8 18歳未満は、申請年度の4月1日時点の年齢とします。

<注意点>

- 市内の園では、市内児童を優先するため、入所人数が定員を超えている場合は、転入予定・兄弟姉妹在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除き、他市町村からの新規での児童受入れは行いません。
- 市外児童の利用調整（入所審査）については、市内児童の後に行います。
（転入予定・兄弟姉妹在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除きます。）



広域入所の手続き

広域入所とは、ひたちなか市外在住の方がひたちなか市の保育所（園）に入所すること又は、ひたちなか市在住の方が市外の保育所（園）に入所することです。

ひたちなか市の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市へ転入予定の方）

※申込時に転入先住所が決まっており、入所希望月の前月末までにひたちなか市へ転入予定の方

申込先	ひたちなか市幼児保育課
締切日	ひたちなか市の締切りまで（4，5ページ参照）
必要書類	ひたちなか市の申込書類一式（8，9ページ参照）
注意事項	・入所が内定した場合でも、入所月の前末日までにひたちなか市への転入が確認できない場合は内定が取り消しになります。

ひたちなか市の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市に転入せず市外から通う方）

ひたちなか市内に父母いずれかの就労先がある方又は、ひたちなか市内に祖父母宅がある方のみ申込みが可能です。

申込先	お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の保育担当課
締切日	ひたちなか市の締切りに間に合うよう、余裕を持ってご提出ください。 ※ひたちなか市の申込受付期間：4，5ページ参照
必要書類	お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の申込書類一式
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市の公立保育所は、入所できません。 ・原則として、市内在住の方の利用調整（入所審査）を行い、受入枠に余裕がある場合に市外の方の入所を内定します。なお、入所人数が定員を超えている施設には入所できません。 ・ひたちなか市に転入予定がある方で、申込時には転入先の住所が決まっていない場合も同様の申込方法になります。

市外の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市から転出予定の方）

申込方法は転出先市区町村にご確認ください。

市外の保育所（園）への入所申込み（転出せずひたちなか市から通う方）

申込先	ひたちなか市幼児保育課
締切日	利用を希望する施設がある市区町村の締切りの7日前まで
必要書類	ひたちなか市の申込書類一式（8，9ページ参照）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を希望する施設がある市区町村に、以下を確認のうえ、お申込みください。 <ol style="list-style-type: none"> ①他市区町村から入所を希望する場合の必要条件 ②希望の施設における他市区町村からの利用の可否 ※他市区町村からの利用を受け入れていない施設もあります。 ③申込締切日 ④ひたちなか市の申込書類以外に必要な書類の有無 ・ひたちなか市を含む2市区町村まで併願が可能です。

階層区分	世帯の定義		保育料(月額:円)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児		3歳未満児	
			1人目	2人目	1人目	2人目
第1	生活保護世帯等		0	0	0	0
第2	ア 市区町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等(※)		0	0	0	0
第3	ア 市区町村民税の額が均等割の額のみ世帯		9,000	4,500	8,800	4,400
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等		5,000	0	4,900	0
第4	ア	48,600円未満	12,000	6,000	11,700	5,850
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第5	ア	48,600円以上 62,000円未満	18,000	9,000	17,600	8,800
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第6	ア	62,000円以上 77,101円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
	ウ	77,101円以上 97,000円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
第7		97,000円以上 136,000円未満	36,000	18,000	35,300	17,650
第8		136,000円以上 169,000円未満	41,000	20,500	40,300	20,150
第9		169,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,000	26,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	55,000	27,500	54,000	27,000
第11		397,000円以上	57,000	28,500	55,900	27,950

※ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

<3~5歳児について>

- ・3歳児クラス以上の児童の保育料は無料です。

<多子世帯への軽減措置>

- ・2人目：半額

※第1~第8階層まで：同居の兄弟を年齢順に1人目、2人目と数えます。

第9~第11階層まで：小学校就学前の兄弟を年齢順に1人目、2人目と数えます。

《例》家族構成：父、母、小学生、2歳児

第8階層 20,500円（半額）

第9階層 53,000円（満額）

- ・3人目以降：無料

※階層区分にかかわらず無料です。

階層区分により、2人目のきょうだいの数え方が異なります。



保育料のお支払について

〔お支払方法〕 口座振替

〔引 落 日〕 毎月28日（金融機関が休みの場合は翌営業日）

※前日までに残高をご確認ください。

入所が内定した方には、後日、保育料預金口座振替依頼書を送付し、提出をご案内します。

口座振替依頼書の提出が締切日までに間に合わなかった場合、納付書でお支払いただく場合があります。

保育料を滞納された場合の対応について

○督促状・催告書の送付

○保育所（園）から納付指導

○申出による児童手当からの保育料の徴収

児童手当を受給している保護者が保育料を滞納している場合に、保護者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しています。

申出書を提出していただくことにより、保育料の滞納分を児童手当から徴収します。

なお、申出書を提出した場合でも滞納が発生しない限り、児童手当から徴収することはありません。

○自宅及び就労先への訪問

○児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく滞納処分

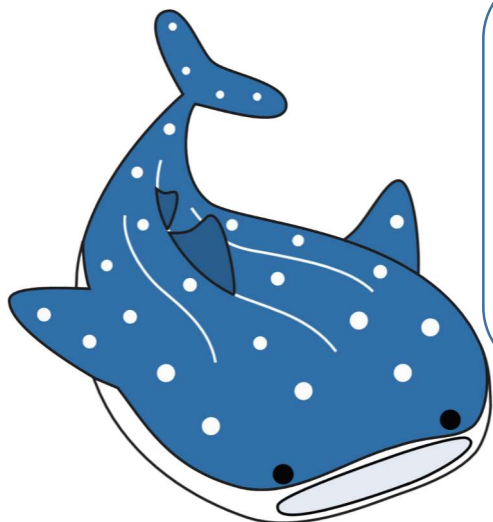
（給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。）

副食費免除について（3歳児クラス以上）

入所した保育所（園）で給食費（主食費・副食費）を徴収します。

副食費（おかず代、おやつ代等）は、保護者の所得によっては免除になる場合があります。免除対象者には入園後に通知します。

なお、0～2歳児の給食費は保育料に含まれています。



次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除になります。

- ・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の児童（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満の世帯）
- ・小学校就学前の兄弟を年齢順に1人目、2人目と数えていき、3人目以降の児童

内容	必要書類	備考
退職したとき	○変更申請書兼変更届	退職日から原則2か月間の求職活動認定になります。保育所（園）の利用時間は、退職した月の翌月より保育短時間になります。求職活動認定期間中に次の就労先の就労証明書を提出できない場合は退所になります。
退職したとき （母の産前産後期間中）	○変更申請書兼変更届 ○妊娠証明書又は母子健康手帳の写し	上の子が在園していて、下の子の産前産後期間中に退職した場合は、保育が必要な事由は「就労」から「妊娠・出産」へ変更になり、産後2か月で退所になります。
退職したとき （育児休業期間中）	○退所届	家庭保育が可能とみなし、退所になります。
就労先が決まったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	就労開始日の属する月より、就労認定になります。 【例】8/10から就労開始の場合：8月から就労認定 8月に認定の変更が生じるため、前月10日（7/10）までに必要書類を提出
就労先及び就労時間等が変わったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	
育児休業を取得したとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 （育児休業の取得期間が記載されたもの）	すでに兄弟が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得する方については、本来であれば家庭保育が可能とみなし、退所になりますが、保育の継続性を考慮し、育児休業対象児童が、1歳になった年の年度末までは兄弟の在園を認めています。 保育所（園）の利用時間は、育児休業開始日の属する月の翌月より保育短時間になります。
母の産後休暇後に父が育児休業を取得したとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 （育児休業の取得期間が記載されたもの）	産後休暇（生後8週）後に育児休業を取得する方は、母の育児休業と重複する期間であっても、就労証明書の提出が必要です。
家庭状況が変わったとき （婚姻・離婚等）	○変更申請書兼変更届 ○[婚姻]配偶者分の保育できない状況を証明する書類	
家庭状況が変わったとき （離婚調停中）	○変更申請書兼変更届 ○裁判所からの証明書等（期日通知書等）	調停期日の属する月の翌月より、児童を養育する方の市区町村住民税所得割課税額に基づき保育料等を算定します。 ※届出が遅れた場合、遡及して適用はできません。
家庭保育が可能になったとき	○退所届	

内容	必要書類	備考
市外へ転出するとき	○退所届	転出月の末日までは本市で保育を実施します。 ※公立保育所に入所している方は、転出後の継続入所はできません。 ※私立保育園に入所している方は、父母の就労先や祖母宅が本市になければ、継続入所はできません。 継続入所を希望する場合は、転出先の市区町村で再度手続きが必要になります。
転園が決まったとき	○退所届	転園が決定した場合、それまで通っていた保育所(園)は退所になります。転園の辞退はできません。
市区町村民税所得割額が変わったとき		保育料が変更になる可能性があります。 市幼児保育課までご連絡ください。

提出先

市幼児保育課又は保育所(園)

提出期限

○変更申請書兼変更届：原則として変更が生じる月の前月の10日まで

※保育料の変更がある場合、事実発生日の翌月分から適用となります。申出が遅れると、事実発生日まで遡って算定し、保育料を追加で徴収することがあります。

○退所届：退所する月の10日まで

手続きをするうえでの注意点

認定等の変更時期について

認定は月単位で行います。月の途中で変更はできません。

求職活動から就労への認定変更について

すでに就労している場合でも、就労証明書の提出がない場合は認定の変更はできません。就労先によっては、就労証明書の作成に時間がかかる場合があります。早めに作成を依頼してください。

派遣社員として就労する方へ

育児休業明けで申込みの場合、入所月の翌月の15日までに派遣先で就労を開始する必要があります。派遣先が決まらないなど就労が開始できない場合でも、求職活動への認定変更はできません。

【現況届について】

次年度に引き続き保育所(園)の利用を希望する場合は、年に一度「現況届」の提出が必要です。現況届により、提出日時点における保育の必要性の有無の確認と次年度の利用の可否、保育料等を確認します。

※保育が必要な事由等が確認できない場合や締切りまでに提出がない場合は、退所になりますのでご注意ください。

ひたちなか市の保育所（園）一覧

入所申込みの前に、入所希望の保育所（園）にご連絡のうえ、見学をしてください。

■公立保育所（市外の方は入所できません。）

施設名	つだ保育所		
所在地	津田1950-1	電話番号	029-273-5360
開設時間	7:30~18:45	定員	140人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	満3か月～
短時間	8:30~16:30		

施設名	東石川保育所		
所在地	東石川1475	電話番号	029-273-7427
開設時間	7:30~18:45	定員	120人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	満3か月～
短時間	8:30~16:30		

施設名	那珂湊第一保育所		
所在地	西十三奉行13214-2	電話番号	029-262-4902
開設時間	7:30~18:45	定員	90人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	満6か月～
短時間	8:30~16:30		

■公立小規模保育所（市外の方は入所できません。）

3歳未満児（3歳になる年度の3月末まで）が対象の保育所です。

施設名	高野いろは保育所		
所在地	高野216-1	電話番号	029-212-8832
開設時間	7:30~18:45	定員	19人
標準時間	7:30~18:30	連携園	東石川保育所
短時間	8:30~16:30	0歳児月齢	満3か月～
※3歳児以降については、連携園の東石川保育所で受け入れています。			

■私立保育園

開設時間は延長時間も含んでいます。延長保育については別途料金がかかる園もありますので、各園にご確認ください。また、「産休明け」は生後57日以降をいいます。

施設名	勝田保育園（(宗)日本基督教団勝田教会）		
所在地	東石川3-5-1	電話番号	029-274-0181
開設時間	7:15~19:15	定員	110人
標準時間	7:15~18:15	0歳児月齢	満8か月～
短時間	8:30~16:30		

施設名	前渡ふたば保育園 ((福) 恵心福祉会)		
所在地	馬渡674-2	電話番号	029-272-3814
開設時間	7:30~19:00	定員	75人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	つくし学園 ((福) 知徳会)		
所在地	馬渡2895-20	電話番号	029-272-5708
開設時間	7:30~19:00	定員	135人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	はなのわ保育園 ((福) はなのわ学園)		
所在地	西光地1-6-3	電話番号	029-273-0493
開設時間	7:15~19:15	定員	90人
標準時間	7:15~18:15	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	勝田すみれ保育園 ((福) 康和会)		
所在地	枝川2560	電話番号	029-273-4530
開設時間	7:30~19:00	定員	100人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	満6か月~
短時間	8:00~16:00		

施設名	たんぼぼ保育園 ((福) たんぼぼ福祉会)		
所在地	中根4506-1	電話番号	029-273-8242
開設時間	7:15~19:15	定員	100人
標準時間	7:15~18:15	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	たかば保育園 ((福) 清心福祉会)		
所在地	高場1615	電話番号	029-297-6200
開設時間	7:00~19:00	定員	340人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	なかや保育園 ((福) 愛友福祉会)		
所在地	佐和612-3	電話番号	029-285-4808
開設時間	7:00~19:00	定員	130人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	勝田あすなろ保育園 ((福)くすのき会)		
所在地	武田901-2	電話番号	029-274-7767
開設時間	7:00~20:00	定員	220人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	9:00~17:00		

施設名	清心保育園 ((福)清心福祉会)		
所在地	高野1782-5	電話番号	029-202-0300
開設時間	7:00~19:00	定員	270人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	堀川保育園 ((福)敬朋福祉会)		
所在地	八幡町5-14	電話番号	029-263-5321
開設時間	7:30~19:00	定員	200人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	平磯保育園 ((福)平磯保育園)		
所在地	平磯町5042	電話番号	029-229-1105
開設時間	7:00~19:00	定員	135人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	湊保育園 ((福)芳愛福祉会)		
所在地	湊中央1-7-17	電話番号	029-262-3950
開設時間	7:30~19:00	定員	54人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	満3か月~
短時間	8:30~16:30		

施設名	柳沢保育園 ((福)潮福祉会)		
所在地	柳沢454-3	電話番号	029-263-5800
開設時間	7:30~19:00	定員	110人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	野いちご保育園 ((福)たんぼ福祉会)		
所在地	大成町12-2	電話番号	029-354-0150
開設時間	7:30~19:00	定員	80人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	金上保育園 ((福) 潮福祉会)		
所在地	金上1235-1	電話番号	029-219-5130
開設時間	7:00~19:00	定員	90人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	9:00~17:00		

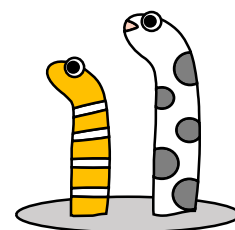
施設名	海の子保育園 ((福) 平磯保育園)		
所在地	磯崎町4625-10	電話番号	029-219-6818
開設時間	7:00~19:00	定員	90人
標準時間	7:00~18:00	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

施設名	おーくす佐野保育園 ((福) オークス・ウェルフェア)		
所在地	稲田606-1	電話番号	029-285-0133
開設時間	7:30~20:00	定員	120人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:00~16:00		

施設名	あずみの森保育園 ((福) 悠心会)		
所在地	中根3327-3	電話番号	029-352-2080
開設時間	7:30~19:30	定員	120人
標準時間	7:30~18:30	0歳児月齢	産休明け~
短時間	8:30~16:30		

保育所(園)は、児童が多く時間を過ごす場所であり、児童の命を預ける大切な場所です。お申込みの前に、児童を連れて必ず見学しましょう。

▼保育所(園)ホームページのリンク集を掲載しています。
保育所(園)の詳細につきましては、各園のホームページをご覧ください。



保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧

令和7年10月現在

各保育所（園）で料金や利用条件，利用方法などが異なります。詳細は各保育所（園）に直接お問い合わせ

区分	保育所（園）名	保護者 会費	給食費 (3歳以上)	利用者負担	送迎 バス	園児服	延長 保育	一時 預かり
公立 保育 所	つだ保育所	500円	4,500円 (主食持参)	絵本代			○	○ 12か月
	東石川保育所	500円	4,500円 (主食持参)	絵本代			○	
	那珂湊第一保育所	500円	4,500円 (主食持参)	絵本代			○	
小	高野いろは保育所	500円	—	絵本代			○	
私立 保育 園	勝田保育園	500円	5,000円 (主食持参)	絵本代，教材費，行事費 卒園費用，その他運営にかかる費用			○	
	前渡ふたば保育園	500円	4,800円 (主食持参)	絵本代，教材費，卒園費用		4歳児から	○	
	つくし学園	400円	5,000円 (主食持参)	絵本代，教材費 その他運営にかかる費用		3歳児から	○	○ 1歳児
	はなのわ保育園	300円	6,000円	絵本代			○	○ 1歳児
	勝田すみれ保育園	無し	6,000円	卒園費用，消耗品費		3歳児から	○	
	たんぼぼ保育園	800円	6,000円	絵本代			○	○ 12か月
	たかば保育園	500円	6,600円	絵本代，教材費，おむつ代 卒園費用，その他運営にかかる費用	△ コース限定		○	○ 1歳児
	なかや保育園	600円	6,000円	絵本代，教材費 おむつ代		3歳児から	○	○ 12か月
	勝田あすなろ保育園	600円	6,800円	絵本代，教材費 行事費，卒園費用	△ コース限定	2歳児から	○	○ 12か月
	清心保育園	500円	6,600円	絵本代，教材費，おむつ代 卒園費用，その他運営にかかる費用	△ コース限定		○	
	堀川保育園	600円	4,800円 (主食持参)	絵本代，教材費，卒園費用 その他運営にかかる費用	△ コース限定	3歳児から	○	○ 12か月
	平磯保育園	500円	6,500円	絵本代，おむつ代 その他運営にかかる費用	○	3歳児から	○	○ 産休明け
	湊保育園	500円	6,000円	絵本代，行事費			○	
	柳沢保育園	0～3歳児500円 4～5歳児600円	6,500円	絵本代，教材費 その他運営にかかる費用		2歳児から	○	
	野いちご保育園	500円	6,000円	絵本代，教材費			○	
	金上保育園	500円	6,500円	絵本代，おむつ代			○	○ 6か月
	海の子保育園	500円	6,500円	絵本代 その他運営にかかる費用	○		○	○ 産休明け
	おーくす佐野保育園	500円	7,500円	絵本代，行事費 その他運営にかかる費用		3歳児から	○	○ 離乳食完了後
あずみの森保育園	500円	6,800円	絵本代，行事費，卒園費用 その他運営にかかる費用		3歳児から	○		
他	ふぁみりこ	—	—	—	—	—	—	○ 4か月

教えてください。

緊急保育	病後児保育等	休日保育	子育て支援センター
			○
○	病後児保育		
○			
	体調不良児		
	体調不良児		○
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児		○
			○
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児		
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児	○	
	体調不良児		
	体調不良児		○
	体調不良児		△
	体調不良児	○	○
	病後児保育 体調不良児	○	○
	体調不良児		
		○ 一時預かり	○

■保護者会費・利用者負担

年齢に応じた教材費や行事等にかかる経費があります。費用は保育所（園）により異なります。

■給食費（3歳以上）

3歳以上児については、給食費がかかります。（3歳未満児は保育料に含まれます。）

主食持参の保育所（園）は、副食（おかず）のみ提供され、主食（ごはんやパン）は家庭から持参します。それ以外の園は、主食と副食が提供されます。

■送迎バス

利用を希望する方は、バス代を支払い利用することができます。利用条件等は各保育所（園）により異なります。

■園児服

保育園指定の園児服が必要になります。また、記載がない保育所（園）でも体操服や帽子などが必要になります。

■延長保育

保育時間（11時間又は8時間）を超えて保育所（園）利用できます。利用料金や延長時間は各保育所（園）により異なります。

■一時預かり

保護者の就労や病気、冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、一時的に家庭保育が困難な場合に利用できます。

■緊急保育

保護者の病気、出産、事故、災害等のやむを得ない理由により、緊急的に家庭保育が困難な場合に利用できます。

■病後児保育等（看護師が配置されています）

・病後児保育：保護者が就労などの理由により、病気回復期にある児童を一時的に家庭保育が困難な場合に利用できます。入所児童以外も利用できます。

・体調不良児保育：保育中に体調不良になった児童の対応を行います。入所児童以外は利用できません。

■休日保育

保護者の就労形態により、日曜日や国民の祝日等においても保育が必要な場合に利用できます。

■子育て支援センター

保護者と児童が気軽に集い、相互交流を図る場を提供し、育児相談・情報提供・助言等を行います。

○：常設型 △：非常設型

その他の保育サービス等のご案内

下記の施設の利用方法・利用料等については、各施設にお問い合わせください。

■認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可保育所（園）などのように、児童福祉法に基づいた認可を受けていない保育施設のことです。認可保育所（園）とは設備や運営に関する基準が一部異なります。なお、児童の安全や適切な保育内容を確保するため、国の指針「認可外保育施設指導監督基準」に沿ってひたちなか市が指導・監督を行っています。

市毛フレンド保育園	市毛 8 3 3 - 1	2 7 4 - 3 7 4 1
ベルワンキッズ保育園	東大島 1 - 3 - 3	2 7 1 - 3 0 3 9
やす託児所	東石川 3 - 2 0 - 5	2 1 2 - 8 8 4 8
グローバルキッズインターナショナルスクールひたちなか校	笹野町 2 - 2 - 26 東和ビル 1 階	3 5 2 - 2 3 3 5
フロイデキンダーガルテンひたちなか	足崎 1 4 7 4 - 4 9 3	2 1 2 - 5 8 3 3

■企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置・運営する保育施設のことです。認可外保育施設に分類されますが、国の助成を受けており、認可保育所（園）と同程度の基準を満たしています。従業員の児童のための「従業員枠」と従業員以外の児童も入所可能な「地域枠」があります。

心羽ナーサリー高場 ((福) 清心福祉会)	高場 1 2 5 0 - 1	2 9 7 - 6 2 0 0
はたらくママ保育園ぴよぴよ ((株) 保育サポートメイツ・いばらき)	勝田泉町 6 - 1 6	2 1 2 - 7 2 8 6
託児所 こどもの庭 ((福) 森田記念会)	高野 2 4 5 1 - 1	2 1 2 - 3 0 2 1
心羽ルネサンスキッズ ((有) 清心学園)	高場 1 5 9 5 - 2 6	2 9 7 - 6 2 0 0
こきあの森保育園 ((株) K J 不動産開発)	新光町 3 8 テクノセンター-B 棟 1 階	2 6 4 - 2 2 3 3

■ファミリーサポートセンター

子育ての支援を受けたい方（利用会員）とお手伝いをしてくださる方（協力会員）による地域住民同士の相互援助サービスです。（子どもを預かるサービスもあります。）サービスを利用（有料）するには、事前に会員登録が必要です。

ひたちなか市 ファミリーサポートセンター	西大島 3 - 1 6 - 1 (総合福祉センター内) 南神敷台 1 7 - 6 (那珂湊事務所)	2 7 4 - 5 1 3 5 2 6 3 - 7 4 2 4
-------------------------	--	------------------------------------

■病児保育

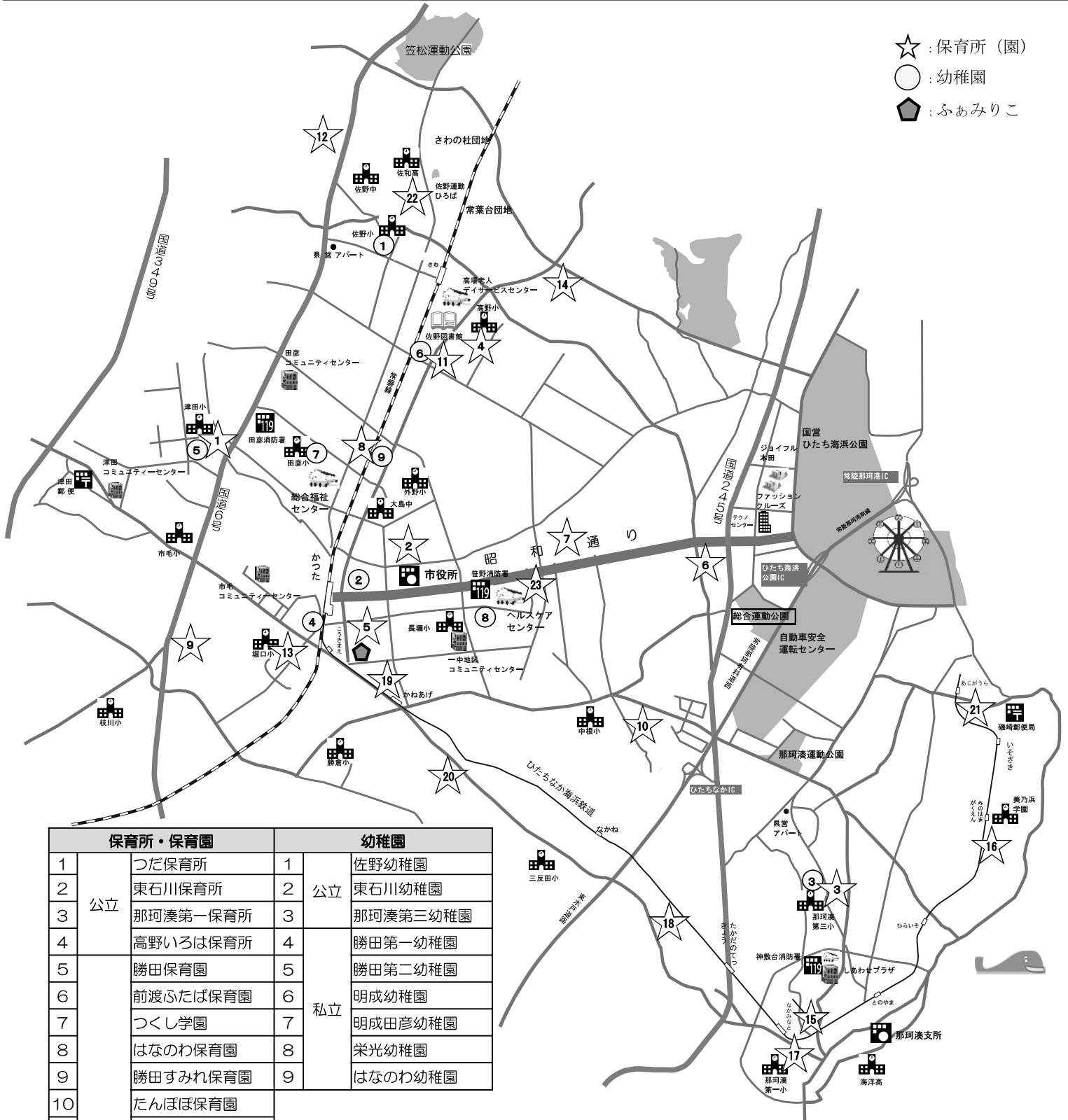
就労等をしている保護者が、児童の病気により自宅での看病等を必要とする場合、児童を一時的にお預かりします。

病児保育室まりんルーム	釈迦町 1 - 3 4 (遊座医院)	2 1 9 - 5 3 1 3
しろやぎさんのポシェット (相互利用提携施設)	那珂市竹之内 3 - 2 - 3 (那珂キッズクリニック小児科)	2 1 2 - 5 6 3 0
フロイデキンダーガルテンひたちなか	足崎 1 4 7 4 - 4 9 3	2 1 2 - 5 8 3 3

その他ご不明な点がございましたら、市幼児保育課までお問い合わせください。

市内保育所（園）・幼稚園 所在地マップ

- ☆ : 保育所（園）
- : 幼稚園
- ◼ : ふあみりこ



保育所・保育園			幼稚園		
1	公立	つだ保育所	1	公立	佐野幼稚園
2		東石川保育所	2		東石川幼稚園
3		那珂湊第一保育所	3		那珂湊第三幼稚園
4		高野いろは保育所	4		勝田第一幼稚園
5	私立	勝田保育園	5	私立	勝田第二幼稚園
6		前渡ふたば保育園	6		明成幼稚園
7		つくし学園	7		明成田彦幼稚園
8		はなのわ保育園	8		栄光幼稚園
9		勝田すみれ保育園	9		はなのわ幼稚園
10		たんぼぼ保育園			
11		たかば保育園			
12		なかや保育園			
13		勝田あすなろ保育園			
14	清心保育園				
15	堀川保育園				
16	平磯保育園				
17	湊保育園				
18	柳沢保育園				
19	野いちご保育園				
20	金上保育園				
21	海の子保育園				
22	おーくす佐野保育園				
23	あすみの森保育園				

幼稚園 入園・利用のご案内

ひたちなか市幼児保育課

幼稚園とは、満3歳児(※)から小学校入学前の児童を対象とする学校教育施設です。遊びを通して、小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。保護者の就労状況等に関わらず、利用することができます。

入園申込

手続きに必要な書類は、各幼稚園にて配布します。詳細は各幼稚園に直接お問い合わせください。

保育料

幼児教育・保育の無償化により、保育時間内の保育料は無料です。

給食費

給食を提供する幼稚園では、給食費がかかります。給食費のうち、副食費(おかず代)は保護者の所得や同一世帯のお子様の年齢や人数によって免除となる場合があります。免除となる方は入園後に通知します。

預かり保育

平日の保育時間終了後や夏休み・冬休みなどの長期休業日に、お子様を幼稚園に預けることができる制度です。市内のすべての幼稚園で実施しています。利用には、各幼稚園で定める預かり保育料がかかります。保護者の就労や疾病など、保育の必要性が認定される場合、預かり保育料に対して「施設等利用給付」を受けることができます。施設等利用給付認定を希望される方は、事前に申請が必要です。

ひたちなか市の幼稚園一覧 (令和8年4月1日現在)

市内には公立幼稚園(3か所)と私立幼稚園(6か所)があります。見学予約や入園相談は各幼稚園に直接お問い合わせください。

公立幼稚園

佐野幼稚園					
施設情報	所在地	稲田25	預かり	早朝	—
	電話番号	029-285-0924		夕方	保育時間終了~16:00
	利用定員	140人		長期休業	8:45~16:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	8:45~14:00 (第2・4水曜日は13:30まで)	保育料金	平日	300円/回
	保育年齢	3歳児~		長期休業日	500円/回
諸経費	満3歳児	—	服装	制服、遊び着、体操服	
	給食	— (月1回程度あり)	教材費	月額1,200円	
	通園バス	—	その他	食事代、用品代、遠足代など	
	PTA会費	月額350円			
<教育目標>「様々な遊びや体験を通して、豊かな心を育む」 子どもは遊びを通して多くのことを学びます。遊びを中心とした生活の中で、子どもの「やってみよう」という気持ちを大切に、楽しく心豊かな経験ができるようにしていきます。また一人一人の発達を十分に理解し、心の動きに応じた援助を心がけ「学びに向かう力」の基礎を育てています。 <地域と連携した行事> 保育園・小学校・中学校との交流会・いちご狩り・干し芋見学・コミュニティセンターの伝統行事への参加					

東石川幼稚園					
施設情報	所在地	東石川1-1-3	預かり	早朝	—
	電話番号	029-274-8571		夕方	保育時間終了~16:00
	利用定員	140人		長期休業	8:45~16:00
	駐車場	なし(市営駐車場利用)			
保育内容	保育時間	8:45~14:00 (第2・4水曜日は13:30まで)	保育料金	平日	300円/回
	保育年齢	3歳児~		長期休業日	500円/回
諸経費	満3歳児	—	服装	制服、遊び着、体操服	
	給食	— (月1回程度あり)	教材費	月額1,200円	
	通園バス	—	その他	食事代、用品代、遠足代など	
	PTA会費	月額350円			
<教育目標>「様々な遊びや体験を通して、豊かな心を育む」 子どもは遊びから様々なことを学んでいきます。自分でやりたい遊びを見つけ、夢中になって遊ぶことを大切にしています。また、四季折々の自然や地域と関わりながら、様々な人や出来事に出会い、豊かな体験が重ねられるようにしています。このような教育を通して、個々に応じた指導を行いながら、心の成長を育てています。 <体験から学ぶ行事> 園庭や隣接する小学校の畑で栽培した野菜を使用したカレー会・芋煮会など。商店街ウォークラリー・魚市場見学・消防署見学など地域を生かした取り組み。					

那珂湊第三幼稚園

施設情報	所在地	西十三奉行13251-1	預かり	早朝	—
	電話番号	029-263-3271		夕方	保育時間終了~16:00
	利用定員	90人		長期休業	8:45~16:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	8:45~14:00 (第2・4水曜日は13:30まで)	保育料金	平日	300円/回
	保育年齢	3歳児~		長期休業日	500円/回
諸経費	満3歳児	—	服装	制服、遊び着、体操服	
	給食	あり(月額4,300円)	教材費	月額1,200円	
	通園バス	—	その他	用品代、遠足代など	
	PTA会費	月額350円			
<教育目標>「様々な遊びや体験を通して、豊かな心を育む」 那珂湊地区で、唯一の幼稚園です。那珂湊第三小学校と隣接し、日常的に小学校生活に触れることができます。幼稚園では、遊びを通し、自ら感じ、考え、行動する経験を大切に、自己肯定感を高めています。また、進んで体を動かして遊ぶ楽しさを味わう中で、心身の成長を育てています。 <地域性を生かした行事> いちご狩り・地域見学(魚市場、消防署)芋堀り・芋煮会・地域の施設等との交流会					



公立幼稚園の紹介や私立幼稚園ホームページのリンク集を掲載しています↑

※私立幼稚園は満3歳児クラスを編成しています。「満3歳児」とは、2歳児が年度の途中で3歳になり入園する幼児をいいます。園によって入園時期は異なります。

勝田第一幼稚園					
施設情報	所在地	勝田本町13-2	預かり	早期	7:30~9:00
	電話番号	029-273-6391		夕方	14:10~18:30
	利用定員	300人		長期休業	7:30~18:30
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	9:00~14:10	保育	料金	早期のみ:150円/日 朝夕:450円/日 長期休業日:750円/日
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	5月~		服装	園服
諸経費	給食	週3回(月・木・金) [年中・年長:1食380円/年少・満3歳:1食340円]			
	通園バス	あり(月額3,100円)	教材費その他	特別教材費:月額2,200円 冷暖房費:月額300円 PTA特別会費:年額700円	
	PTA会費	月額300円			
ホームページ	https://www.katsuta-you.com/daiichi/index.html				
<p>〔教育方針〕 子どもの主体的な行動や活動を大切に、自ら考えたり、工夫したりして遊びを進めていけるよう、子どもの成長に沿った望ましい環境づくりに日々考慮しています。また小動物を飼育したり、植物を栽培したりすることによって、自然との関わりを深め、生命の尊さや愛情の大切さに気付く豊かな感性を育てていきます。 〔行事〕 七夕まつりや縁日お楽しみ会、クリスマス会、おもちつき会など季節に応じた行事を取り入れています。園で育てた野菜を食べ(じゃがいもパーティーや枝豆パーティー)、遠足や園外保育では、園外の自然にも触れて遊びます。年長児は、二学期に近隣の小学校へ入学に行き、就学への期待を高めます。</p>					

勝田第二幼稚園					
施設情報	所在地	津田1929	預かり	早期	7:30~8:30
	電話番号	029-274-7107		夕方	13:30~18:30
	利用定員	180人		長期休業	7:30~18:30
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	8:30~13:30	保育	料金	早期のみ:100円/日 朝夕:450円/日 長期休業日:750円/日
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	5月~		服装	園服
諸経費	給食	週3回(月・木・金) [年中・年長:1食380円/年少・満3歳:1食340円]			
	通園バス	あり(月額3,100円)	教材費その他	特別教材費:月額2,200円 冷暖房費:月額300円 PTA特別会費:年額700円	
	PTA会費	月額300円			
ホームページ	https://katsuta-you.com/daini/index.html				
<p>〔教育方針〕 子どもの主体的な行動や活動を大切に、自ら考えたり、工夫したりして遊びを進めていけるよう、子どもの成長に沿った望ましい環境づくりに日々考慮しています。また小動物を飼育したり、植物を栽培したりすることによって、自然との関わりを深め、生命の尊さや愛情の大切さに気付く豊かな感性を育てていきます。 〔行事〕 七夕まつりや縁日お楽しみ会、クリスマス会、おもちつき会など季節に応じた行事を取り入れています。園で育てた野菜を食べ(じゃがいもパーティーや枝豆パーティー)、遠足や園外保育では、園外の自然にも触れて遊びます。年長児は、三学期に近隣の小学校へ入学に行き、就学への期待を高めます。</p>					

明成幼稚園					
施設情報	所在地	高場1135	預かり	早期	-
	電話番号	029-285-0141		夕方	14:00~18:00
	利用定員	240人		長期休業	8:00~18:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	8:00~14:00	保育	料金	通常保育: 16:00まで迎え 450円/日 16:00以降迎え 500円/日 長期休業日:800円/日
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	5月~		服装	制服、遊び着、体操服
諸経費	給食	週4回[年中・年長:1食360円/年少・満3歳:1食340円]			
	通園バス	あり(月額3,000円)	教材費その他	施設維持費:月額1,100円 教材費:月額500円 絵本代、空調費、遠足代等	
	PTA会費	月額340円			
ホームページ	http://s-meisei.com/				
<p>〔教育方針〕 「明朗な人間性の育成」をめざし、様々な行事や遊びなどの体験を通して心身ともに健康で豊かな感受性や主体性、社会性を育むような保育を目指し取り組んでいます。また、一人一人の個性を大事にし、すべてのお子様がお喜び感じ毎日喜んで来てくれる場所になる様に、様々な行事や環境作りをしております。 園児学は随時行っています。お電話でご予約の上お気軽にお越しください。</p>					

明成田彦幼稚園					
施設情報	所在地	田彦1400-5	預かり	早期	-
	電話番号	029-274-1470		夕方	14:00~18:00
	利用定員	180人		長期休業	8:00~18:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	8:00~14:00	保育	料金	通常保育: 16:00まで迎え 450円/日 16:00以降迎え 500円/日 長期休業日:800円/日
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	5月~		服装	制服、遊び着、体操服
諸経費	給食	週4回[年中・年長:1食360円/年少・満3歳:1食340円]			
	通園バス	あり(月額3,000円)	教材費その他	施設維持費:月額1,100円 教材費:月額500円 絵本代、空調費、遠足代等	
	PTA会費	月額200円			
ホームページ	http://s-meisei.com/				
<p>〔教育方針〕 「明朗な人間性の育成」をめざし、様々な行事や遊びなどの体験を通して心身ともに健康で豊かな感受性や主体性、社会性を育むような保育を目指し取り組んでいます。また、一人一人の個性を大事にし、すべてのお子様がお喜び感じ毎日喜んで来てくれる場所になる様に、様々な行事や環境作りをしております。 園児学は随時行っています。お電話でご予約の上お気軽にお越しください。</p>					

栄光幼稚園					
施設情報	所在地	松戸町1-16-10	預かり	早期	7:30~登園時間
	電話番号	029-272-2098		夕方	降園時間~18:00
	利用定員	450人		長期休業	7:30~18:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	登園 8:20~9:40 降園 13:40~15:00 *クラスによって異なります	保育	料金	早期:100円/日 夕方:500円/日 長期休業日:500円/半日 1,000円/1日
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	6月~		服装	制服、遊び着、体操服
諸経費	給食	希望者のみ 週2回または週4回(1食380円) あり(月額3,500円) *8月は徴収しません	教材費等	教育環境充実費:月額1,000円 施設整備充実費:月額500円 冷暖房費:月額200円	
	通園バス	あり(月額3,500円) *8月は徴収しません		その他	用品代、遠足代など
	PTA会費	月額300円			
ホームページ	https://eikou.ed.jp				
<p><本園の特色> 1.心地よく整備された園庭は緑に包まれ、豊かな自然環境に恵まれています。 2.園舎や施設、設備や道具は、幼児自ら創造して遊べるような環境に整っています。 3.遊びを通して豊かな体験ができるようにし、心身をたくましく育てます。 4.年齢やクラスの枠をこえた交流を積極的に行い、友達と共に育ち合えるようにします。 5.四季を通して自然に親しみ、感動体験が得られます。 6.経験豊富な教師がたくさんいます。 <行事>遠足、ジャガイモ堀り、保育参加、スポーツday、さつまいも堀り、生活発表会、大根堀り、生活と遊びの表現展</p>					

はなのわ幼稚園					
施設情報	所在地	東石川2759-2	預かり	早期	8:00~9:00
	電話番号	029-272-4417		夕方	14:00~18:00
	利用定員	190人		長期休業	8:00~18:00
	駐車場	あり			
保育内容	保育時間	9:00~14:00	保育	料金	早期:200円/日 夕方:500円/日 長期休業日:500円/5時間まで 1,000円/5時間以上
	保育年齢	満3歳児~			
	満3歳児	5月~		服装	動きやすい服装
諸経費	給食	月額2,950円	教材費等	-	
	通園バス	あり(月額3,300円)		その他	絵本代、冷暖房費、遠足代など
	PTA会費	月額200円			
ホームページ	https://hananowa-youchien.com				
<p>ともだちはどろんこたいよう 幼稚園は思いっきり遊べる楽しいところ。 遊びこそ子どもの本分、やりたいことをクラスみんなで考え試行錯誤して行きます。 たくさん遊んだ後は出来立ての給食を食べます。</p>					

満3歳児クラスは、3歳の誕生日より2か月程度前から入園できる場合があります。3歳の誕生日を迎えるまでの間は幼児教育・保育の無償化の対象外です。幼稚園ごとに定める保育料をご負担ください。

令和8年度病児保育事業

病児対応型

保護者が就労などの理由で、病気による療養が必要なお子さんの家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

令和8年4月現在

施設名	住所	電話番号	対象児童	実施日	保育時間	利用定員 (1日あたり)	利用料	対応可能な症例	利用方法	その他
1 遊座医院 病児保育室まりんルーム	ひたちなか市 釈迦町1-34	029- 219-5313	0歳3か月～小学3 年生(定員内であ れば、小学4年生 以上も可)	月～金 ※祝日、盆、年 末年始除く	8:00～17:30	4人	ひたちなか市・那珂市在住 2,100円/日 1,260円/半日 上記以外 3,150円/日 1,890円/半日 昼食、おやつ、飲み物代 実費 ※半日は5時間まで	各種感染症 インフルエンザは発熱後4日目以降なら可 (対応できない疾患) 新型コロナウイルス感染症、発熱後3日以内のインフルエンザ、麻疹他、入室時の診察の結果、 不可と判断した者	前日から利用当日の 朝7:00頃までに、電話 (留守電)かインター ネットで申し込み	予約後のキャンセル は、当日朝7:00までに 留守番電話に必ず連 絡する
2 那珂キッズクリニック小児科 病児の保育 しろやぎさんのボンセット (相互利用提携事業所)	那珂市竹ノ内 3-2-3	029- 212-5630	0歳(生後8週)～ 小学3年生	月～日 ※祝日、第2・4 土曜日及び日 曜日、木曜日午 後、休診日除く	9:00～18:00 ※木曜日、第1・3・ 5日曜日は9:00～ 13:00、第1・3・5土 曜日は9:00～17:30	12人	登録料 5,000円/年 ひたちなか市・那珂市在住 2,200円/日 1,320円/半日 上記以外 3,300円/日 1,980円/半日 給食代 1食500円(希望者の み)	病気(インフルエンザも可)のほか、怪我やけつのお子さんも利用可能 (対応できない方) 点滴や手術など入院処置が必要な方 ※水痘や麻疹など他のお子さんとうつりやすいお病気が、在宅酸素や経管栄養などが必要 で、より医療スタッフが近くで看させていたたいた方がよいお子さんは、クリニック2階の『しろやぎ さんのボンセット』でお預かりします。	事前登録必要 那珂キッズクリニック小 児科受付で申込(必要 書類のお渡し、予約方 法の説明等あり)	新型コロナウイルス感 染症の流行下では、感 染兆候を理由に病児 保育をご利用いただ く際には事前にPCR検 査を実施させていただ いております。 詳しくはお電話でお問 い合わせいただくか、 病児の保育『しろやぎ さんからの手紙』バック ナンバー(HPからご覧 いただけます)をご参 照ください。
3 フロイデキンダーガルテンひ たちなか	ひたちなか市 足崎1474- 493	029-212- 5833	0歳(生後6ヶ月) ～小学3年生	月～金 ※祝日、盆、年 末年始除く	8:00～17:00	4人	ひたちなか市・那珂市在住 2,100円/日 1,260円/半日 上記以外 3,150円/日 1,890円/半日 昼食代 1食300円	(対応可能) かぜ、消化不良、中耳炎、喘息など慢性のもの等 熱傷性、外傷性のも等 ※上記の内容でも診察した医師から病児保育可の判断が得られない場合は、ご利用をお受け できません。 (対応できない疾患) インフルエンザ、新型コロナ、麻疹、ノロ、O157等の強い感染性疾患 医師の診察により、病児保育では対応が困難と判断された場合	事前登録必要 前日から利用当日の 朝9時30分までに申し 込み	

病後児対応型

保護者が就労などの理由で、病気回復期のお子さんの家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

施設名	住所	電話番号	対象児童	実施日	保育時間	利用定員 (1日あたり)	利用料	対応可能な症例	利用方法	その他
1 たかば保育園	ひたちなか市 高場1615	029- 297-6200	市内在住、保育園 に通っている満1 歳～就学前	月～金 ※祝日、12/29 ～1/3除く	8:30～17:30	10人	3歳未満児 2,500円/日 3歳以上児 2,000円/日 ※園児(姉妹園含む)は無料 ※給食費 別途330円/日	学校保健安全法に基づいた登園基準で登園不可の感染力がある状態は受け入れ不可。 ・24時間以内に2回以上の下痢をしていない ・24時間以内に37.5℃以上の発熱がない ・嘔吐なく食事、水分摂取が出来る	前日までに電話予約の うえ、病後児保育利用 登録申請書を提出	
2 清心保育園	ひたちなか市 高野1782-5	029- 202-0300	市内在住、保育園 に通っている満1 歳～就学前	月～金 ※祝日、12/29 ～1/3除く	8:30～17:30	10人	3歳未満児 2,500円/日 3歳以上児 2,000円/日 ※園児(姉妹園含む)は無料 ※給食費 別途330円/日	学校保健安全法に基づいた登園基準で登園不可の感染力がある状態は受け入れ不可。 ・24時間以内に2回以上の下痢をしていない ・24時間以内に37.5℃以上の発熱がない ・嘔吐なく食事、水分摂取が出来る	前日までに電話予約の うえ、病後児保育利用 登録申請書を提出	
3 平磯保育園	ひたちなか市 平磯町5042	029- 229-1105	市内在住、保育園 に通っている1歳 半～就学前 (在園児は0歳～ 可)	月～金 ※祝日、12/29 ～1/3、その他 園が判断した日 を除く	8:30～17:30	2人	3歳未満児 2,700円/日 3歳以上児 2,200円/日 ※在園児(姉妹園含む)は無料	病気やけがの回復期にあり、病後児保育利用が可能と医師が判断した場合 ・24時間以内に37.5℃以上の発熱がない。 ・24時間以内に嘔吐・下痢をしていない。	前日までに電話予約の うえ、(受付時間8:30～ 16:00)病後児保育利用 登録申請書を提出	
4 おーくす佐野保育園	ひたちなか市 福田606-1	029- 285-0133	1歳半～小学3年生	月～金曜 ※祝日、12/29 ～1/3除く	8:30～17:30	3人	4時間未満 1,500円 4時間以上8時間未満 2,600円 8時間以上 3,100円 ※在園児は無料	・病気やけがの回復期であること ・12時間以内に38℃以上の発熱がないこと ・預かり時に37.5℃以上の発熱がないこと	初回のみ電話で面談 予約のうえ面談(利用 日予約)、2回目以降は 随時電話予約	
5 東石川保育所 病後児保育室 “こくまのおうち”	ひたちなか市 東石川1475	029- 273-7427	満1歳～小学3年生	月～金曜 ※祝日、12/29 ～1/3除く	8:30～17:30	3人	1日 2,000円 ※認可保育所(園)在籍児童、 生活保護世帯、市民税非課税 世帯は無料	病気やけがの回復期であり、医師の判断により病後児保育室の利用が可能と判断された場合 ・解熱剤を使わずに、12時間以内に37.5℃以上の発熱がない ・24時間以内に2回以上の嘔吐や下痢をしていない	事前登録必要 電話予約(受付時間 8:30～17:00)	

令和8年度一時預かり事業

保護者の就労や冠婚葬祭、病気、リフレッシュなどの理由により、一時的にお子さんをお預かりする事業です。原則として、保育所や幼稚園に在籍していない、就学前のお子さんが対象です。

空き状況や利用の詳細は、各施設にお問い合わせください。

認可保育所

令和8年4月現在

	施設名	住所	電話番号	対象児童	市外児童の受け入れ	利用定員(1日あたり)	実施日	保育時間	利用料	申請手続き	その他
1	つくし学園	ひたちなか市馬渡2895-20	029-272-5708	1歳0か月～5歳児	応相談	3人	月～金 ※祝日、12/29～1/3除く	8:30～17:00	1～2歳児 4時間以上 2,500円 4時間未満 1,500円 3歳児以上 4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※給食費 別途300円	利用日の前日までに、園にて面談・利用登録が必要(健康状態や要望を確認)	利用可能日数は、週3日まで 食物アレルギーのある児童は預かり不可
2	はなのわ保育園	ひたちなか市西光地1-6-3	029-273-0493	1歳児～5歳児	不可	2人	月～金 ※祝日、12/29～1/3除く	8:30～17:00	1～2歳児 4時間以上 2,500円 4時間未満 1,000円 2歳児以上 4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※給食費 別途200円	1か月前から予約受付 空きがあれば前日でも可 電話申し込み	食物アレルギーのある児童は預かり不可
3	たんぼぼ保育園	ひたちなか市中根4506-1	029-273-8242	1歳0か月～5歳児	応相談	3人	月～金 ※祝日、12/29～1/3除く	9:00～16:00	0～1歳児 4時間以上 2,500円 4時間未満 1,000円 2歳児以上 4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※昼食代 別途300円(離乳食～普通食)	前月1日から予約受付 事前に面談、登録後に利用	利用可能日数は、週3日まで 半日は9:00～12:59まで
4	たかば保育園	ひたちなか市高場1615	029-297-6200	1歳児～5歳児	可	年齢により変動	月～金 ※休園日(日曜・祭日・年末年始)を除く。	8:30～17:30	3才未満 4時間以上 2,500円 4時間未満 1,250円 3才以上 4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※給食費 別途330円/1日	電話にて問い合わせのうえ、利用可能な場合は事前に来園し、申請書を提出、面談を実施	
5	なかや保育園	ひたちなか市佐和612-3	029-285-4808	1歳～5歳児(離乳食終了後)	応相談	2人	月～金 ※祝日、12/29～1/3除く	8:00～17:00	4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※給食費 別途300円	電話予約のうえ事前に来園(面談)し申込み	着替え持参
6	勝田あすなろ保育園	ひたちなか市武田901-2	029-274-7767	1歳0か月～5歳児	可	年齢により変動	月～金 ※年末年始・祝日除く	9:00～17:00	4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円	事前登録(面接)必要 利用日の1か月前から電話により受付	お弁当・おやつ・飲み物等持参
7	平磯保育園	ひたちなか市平磯町5042	029-229-1105	生後2か月～	応相談	2人	月～金 ※祝日、12/29～1/3除く	9:00～16:00	2,000円/日 ※給食費 別途350円	随時、電話にて予約受付	アレルギーや離乳食希望の場合は事前面談が必要
8	金上保育園	ひたちなか市金上1235-1	029-219-5130	生後6か月～	可	3人	月～金 ※祝日除く	9:00～16:00	0歳児 3,000円(半日は半額) 1歳児以上 2,500円(半日は半額) ※給食・おやつ代は別途(持参可)	1ヶ月前～3日前までに申し込み 事前に来園の上申請	
9	海の子保育園	ひたちなか市磯崎町4625-10	029-219-6818	生後2か月～	可	1人	月～金 ※12/29～1/3除く	9:00～16:00	2,000円/日 ※給食費 別途350円	随時、電話にて予約受付	
10	おーくす佐野保育園	ひたちなか市稲田606-1	029-285-0133	離乳完了後～	可	3～5人	月～金 ※12/29～1/3除く	8:30～15:30	4時間未満 1,500円 4時間以上7時間未満 2,600円 7時間以上 3,000円 ※給食費380円含む 月極 3歳未満児36,000円/月 3歳以上児26,000円/月	初回のみ電話予約のうえ面談(利用日予約)、2回目以降は随時電話予約	月極利用あり
11	つだ保育所	ひたちなか市津田1950-1	029-273-5360	1歳～	原則不可	6人	月～金 ※祝日、年末年始除く	8:30～17:00	4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円 ※給食費 3歳未満 別途200円 3歳以上 別途150円(主食持参)	利用したい日の1か月前から電話または来所により受付(受付時間9:00～16:00)	基本的に週1回までの利用(就労理由の場合は週3日まで ※利用可能期間は3ヶ月以内) 市内に祖父母宅があれば帰り出産時の利用可

裏面にも掲載しています→

認可外保育施設

令和8年4月現在

	施設名	住所	電話番号	対象児童	市外児童の受け入れ	利用定員(1日あたり)	実施日	保育時間	利用料	申請手続き	その他
12	やす託児所	東石川3-20-5	029-212-8848	0歳児1ヶ月～3歳児	可	4人	月～金 ※祝日、年末年始、お盆期間除く	8:00～17:00	0～1歳児 4時間未満/2,000円 4時間以上8時間未満/4,000円 2～3歳児 4時間未満/1,500円 4時間以上8時間未満/3,000円	随時、電話にて予約受付 事前に来園(見学)し申込み	・月極利用あり ・お弁当・おやつ・飲み物等持参
13	こきあの森保育園	新光町38 テクノセンターB棟1階	029-264-2233	生後6か月～2歳児	可	2人	月～金、土日祝(要相談) ※休園日を除く	9:00～18:00	・登録料:2000円/年(保険料含む) ・平日:4時間まで2000円、8時間以内4000円(8時間を超える場合、延長料金500円/30分) ・土日祝日:4時間まで3000円、8時間以内5000円(8時間を超える場合、延長料金700円/30分) ・給食費:500円	・事前連絡にて要見学。 ・事前登録後の利用。	・月極利用有り。 ・利用日の前月20日以降に利用問い合わせ。(希望日が行事日、通常利用が満定員の場合は受け付けない)
14	フロイデキンダーガルテンひたちなか	足崎1474-493	029-212-5833	生後6か月～2歳児	可	1人	月～金 ※祝日、年末年始除く	8:30～16:30	0歳児 4時間未満 2,500円 4～8時間 4,700円 1歳児 4時間未満 2,300円 4～8時間 4,300円 2歳児 4時間未満 1,800円 4～8時間 3,300円	利用希望日の2週間前に電話または来所により受付(受付時間9:00～16:00)	

子育て支援センター

令和8年4月現在

	施設名	住所	電話番号	対象児童	市外児童の受け入れ	利用定員(1日あたり)	実施日	保育時間	利用料	申請手続き	その他
15	子育て支援センターふぁみりこ	ひたちなか市石川町11-1	029-212-6850	生後4か月～(首すわり後)	不可	年齢により変動	火～日 ※月曜日が祝日にあたる場合は翌火曜日休館 ※年末年始除く	9:00～17:00	4時間以上 2,000円 4時間未満 1,000円	利用したい日の1か月前から電話または来館により受付(受付時間:9:00～17:00)	基本的に週1回までの利用(就労理由の場合は週3日まで 利用可能期間は3ヶ月以内) 市内に祖父母宅があれば里帰り出産時の利用可



※1歳児とは、当該年度の4月1日時点で1歳となっている児童をいいます